

赤塚税務会計事務所通信

医療費控除

～専門家でも悩ましい医療費控除の範囲～

年明け早々から猛威を振るっている新型コロナウイルス。医療に従事されている方には、日々頭が下がる思いです。

さて、税の世界で医療と最も関係の深いのが、個人の確定申告における医療費控除でしょう。そこで、今回は意外と知らない医療費控除のあれこれについて綴っていきたいと思います。

医療費控除の2つの類型

医療費には、従来からある通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例があります。この2つの医療費控除は、選択制であり、同時に両方の所得控除を受けることはできません。

セルフメディケーション税制とは、年々増加している国全体の医療費の削減という政策を背景としたものであり、健康診断や、予防接種等の健康の保持増進に対する一定の取り組みをしている人を対象としています。

セルフメディケーション税制の概要

セルフメディケーション税制は、健康診断、人間ドッグ、インフルエンザの予防接種等、健康の保持増進及び疾病の予防としての取り組みを行った人を対象とした所得控除制度です。所得控除の対象となるのは、ドラッグストア等で購入する医薬品（いわゆる市販薬）のうち、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品です（通常、レシートに対象となる医薬品である旨が記載されています。）。

所得控除額は、医薬品の購入等で支払った金額－保険金などで補てんされる金額－12,000円です

（最高8万8千円）。例えば、医薬品の購入額が年間20,000円であり、保険金等をもっていない場合には、 $20,000 - 12,000 = 8,000$ 円が所得控除額となります。

通常の医療費控除とは異なり、比較的少額な金額から所得控除の対象になるというのがこの制度の最も特徴的な部分といえるでしょう。

通常の医療費控除の概要

他方、通常の医療費控除については、支払った医療費の額－保険金などで補てんされる金額－（所得の5%と10万円のいずれか少ない金額）が所得控除額となります。ある程度の所得がある方については、10万円以上の医療費がなければ控除できないと認識されているのも、こうした計算方法になっているからです。

そして、控除限度額は、セルフメディケーション税制では、8万8千円だったのに対して、通常の医療費控除では最高200万円となっています。

セルフメディケーション税制と通常の医療費控除の対象の医薬品は異なりますので一概には言えませんが、医療費が高額になってしまった年は、通常の医療費控除のほうが節税効果を期待できます。

～裏面に続きます～

通常の医療費控除の対象範囲

実務上、悩ましいのがこの医療費控除の対象範囲についてです。

医療費控除の対象となるのは、「医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるもの」とされています。

保険診療の対象とならないもの、いわゆる自費診療のものであったとしても、治療または療養に必要なものであれば、医療費控除の対象となります。逆に治療または療養に必要と認められないもの(美容目的等)については医療費控除の対象にはなりません。

このあたりの判断が難しいものとして歯科関係の支払いがあります。

国税庁のタックスアンサーによれば、金やポーセレン(セラミック)は歯の治療材料として一般的に使用されていることから、医療費控除の対象となるとされています。

また、発育段階にある子供の歯列矯正については、年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合には、医療費控除の対象となるが、容ぼうを美化するための歯列矯正は医療費控除の対象とならないとされています…。このあたりは大分線引きが難しいですね。

あくまで治療目的というところが判断の決め手になるということでしょう。

今月の税務スケジュール

今月は、

- ・2月決算法人の確定申告・納付月
- ・8月決算法人の中間申告・納付月
- ・所得税・個人消費税の確定申告(～4/16)

※新型コロナウイルスの影響により期限が延長されています。
となっております。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市道庭1-3-9

TEL 048-947-0037 FAX 048-947-6667

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com

HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！